

令和5年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策

令和6年9月

大 阪 府

目 次

はじめに	1
序 章 おおさかの環境の状況	2
第1章 計画的な環境政策の推進	14
第2章 各分野において講じた施策	
I 脱炭素・省エネルギー社会の構築	17
II 資源循環型社会の構築	36
III 全てのいのちが共生する社会の構築	44
IV 健康で安心して暮らせる社会の構築	50
V 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進	69
各分野における目標に対する現状一覧	81
第3章 2023(令和5)年度に講じた施策事業【点検・評価シート】	
I 脱炭素・省エネルギー社会の構築	82
II 資源循環型社会の構築	86
III 全てのいのちが共生する社会の構築	88
IV 健康で安心して暮らせる社会の構築	89
V 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進	92

はじめに

この報告は、大阪府環境基本条例(平成6年大阪府条例第5号)第9条第1項の規定により、2023年度(令和5年度)における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して本府が講じた施策を、「2030大阪府環境総合計画(2021年3月策定)」(以下「環境総合計画」といいます。)の施策体系に沿ってとりまとめたものです。

「おおさかの環境の状況」に関して、府域の温室効果ガスの排出量については、2013年度以降、概ね減少傾向となっています。また、大気環境や水環境においては、二酸化窒素濃度や河川の汚濁指標である生物化学的酸素要求量(BOD)が長期的に改善傾向にあるなど、おおむね安定的に推移しています。

本府では、地球温暖化による気候変動の影響が既に顕在化しており、今後さらに影響が大きくなることが予測されているため、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、2022年度(令和4年度)に立ち上げたカーボンニュートラル推進本部のもと、あらゆる主体の意識改革と行動喚起、事業者における脱炭素化の取組促進などを加速化させ、脱炭素・省エネルギー社会の構築に取り組みました。

また、G20大阪サミットで共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の早期達成に向けたプラスチック対策、循環型社会推進計画に基づく3Rの推進や食品ロス削減対策など、様々な施策を実施しました。

さらに、健康で安全な暮らしを確保するため、微小粒子状物質(PM2.5)の現状把握の実施のほか、河川等の水質保全対策として、事業者に対する規制指導や生活排水対策に係る普及啓発の取組みなどを実施しました。

一方で、本府は、事業者としての立場も有していることから、府民や事業者、民間団体などすべての主体の模範となるよう環境に配慮した率先行動に取り組みました。

今後とも、環境の保全に関する基本的事項の審議などを行う「大阪府環境審議会」等を活用し、PDCAサイクルによって環境施策を総合的かつ計画的に推進していきます。